

西郷村建設工事等指名競争入札参加者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西郷村の発注する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加しようとする者の格付けに関し必要な事項を定める。

(格付区分等)

第2条 格付区分は、建設工事のうち次のとおり区分して行う。

格付	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気・管工事
A	750点以上	750点以上	750点以上	750点以上
B	750点未満 600点以上	750点未満 600点以上	750点未満 600点以上	750点未満 600点以上
C	600点未満	600点未満	600点未満	600点未満

2 前項に定める格付けは、次に定める客観点及び村が独自に設定する主観点に基づいて、算出した総合数値を勘案して決定する。ただし、主観点は、西郷村内又は白河市内に本社、本店を有する者のみ対象とする。

(1) 客観点

経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」の総合評定値（P）とする。なお、経営規模等評価結果通知書の有効期限（審査基準日より1年7ヶ月）が切れ、継続せずに切れ目が生じた場合、総合評定値は0点とする。

(2) 主観点

社会性を評価する評価項目の数値（評価点）別表の合計値とする。

(審査)

第3条 格付の審査は、当該年度の建設工事入札参加資格申請書に基づき、西郷村指名競争入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という）が行うものとする。

2 格付した区分に対応する発注の基準となる設計金額及び入札参加可能範囲は、次のとおりとする。

格付区分	発注の基準となる設計金額		
	50,000千円以上	10,000千円以上 50,000千円未満	10,000千円未満
A	○	○	○
B	×	○	○
C	×	×	○

(格付の有効期間)

第4条 格付けの有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 西暦における偶数年の7月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者

当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から2年間

(2) 定期受付日以外の日を審査基準日として申請書等を提出した者

提出した日の翌々月の初日から次の西暦における奇数年の3月31日まで

(必要事項)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が決定する。

(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札（見積り）通知を行う建設工事から適用する。

別表（第2条関係）

	審査項目及び内容		評価点	
社会性を評価する評価項目	1. ボランティア活動	審査基準日の直前1年間にボランティア活動の実績ある	10点	
		上記以外	0点	
	2. 女性技術者の雇用	審査基準日において女性技術者を雇用している (技術者とは、主任技術者となれる資格を有する者をいう)	10点	
		上記以外	0点	
	3. 消防団への協力	西郷村消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している	10点	
		上記以外	0点	
	4. 除雪業務	審査基準日の直前2年間に西郷村発注による除雪業務の実績がある	25点	
		上記以外	0点	
	5. 災害対応	審査基準日の直前2年間に西郷村内で災害時の出動実績がある	25点	
		審査基準日において災害時応急対応支援協定を西郷村と締結している	25点	
		上記以外	0点	
	6. 障がい者の雇用	審査基準日において法定雇用義務がある企業にあっては、当該義務を遵守している	10点	
		上記には該当しないが障がい者を雇用している	10点	
		上記以外	0点	
	7. 新卒者の雇用	審査基準日の直前2年間に新卒者を1名以上雇用している	10点	
		上記以外	0点	
	8. 入札参加資格の制限	審査基準日の直前2年間の入札参加資格制限	1月未満	-10点
			1月以上2月未満	-20点
			2月以上3月未満	-30点
			3月以上6月未満	-40点
6月以上			-50点	

